

| | |
|--------------|-------|
| 健康福祉局 資 料 | No. 5 |
|--------------|-------|

| |
|------------------|
| 令和5年5月29日 |
| 課 名 健康福祉局健康福祉総務課 |
| 担当者 課長 齊藤 |
| 内 線 3020 |

健康福祉局主要施策の概要

令和5年度

広島県健康福祉局

目 次

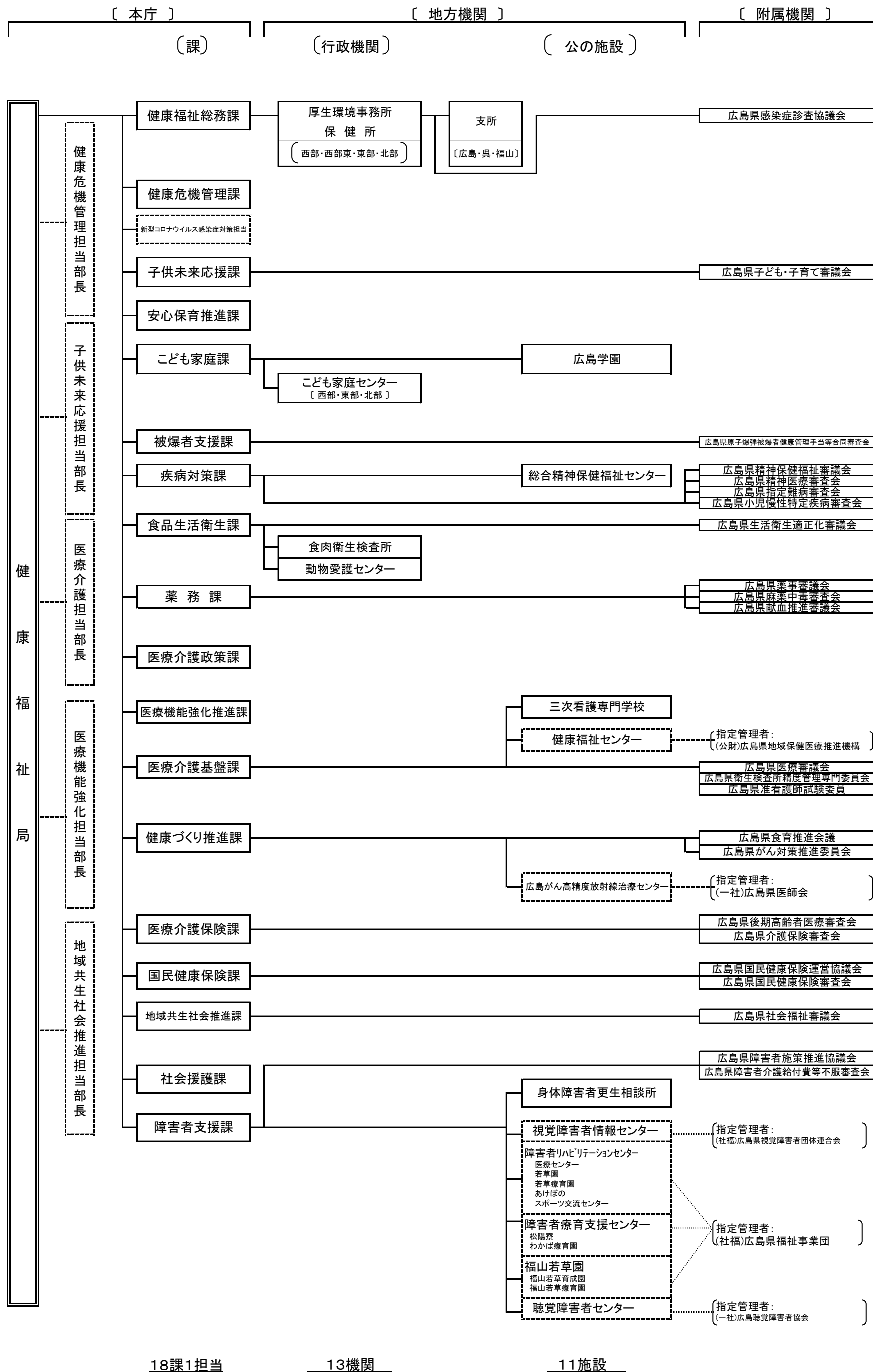
| | | |
|------------------------|-------|----|
| I 組 織 | | |
| 1 健康福祉局の行政組織及び職員数 | | 1 |
| 2 行政組織別分掌事務 | | 7 |
| 3 地方機関所在地 | | 18 |
| II 予 算 | | |
| 令和5年度当初予算総括表 | | 19 |
| 令和5年度当初予算主要事業一覧 | | 20 |
| 「新型コロナウイルス感染症対策」 | | 21 |
| 「それぞれの欲張りなライフスタイルの実現」 | | 25 |
| 「広島サミットの開催とレガシーの継承・発展」 | | 44 |
| III 事業体系 | | 46 |

I 組

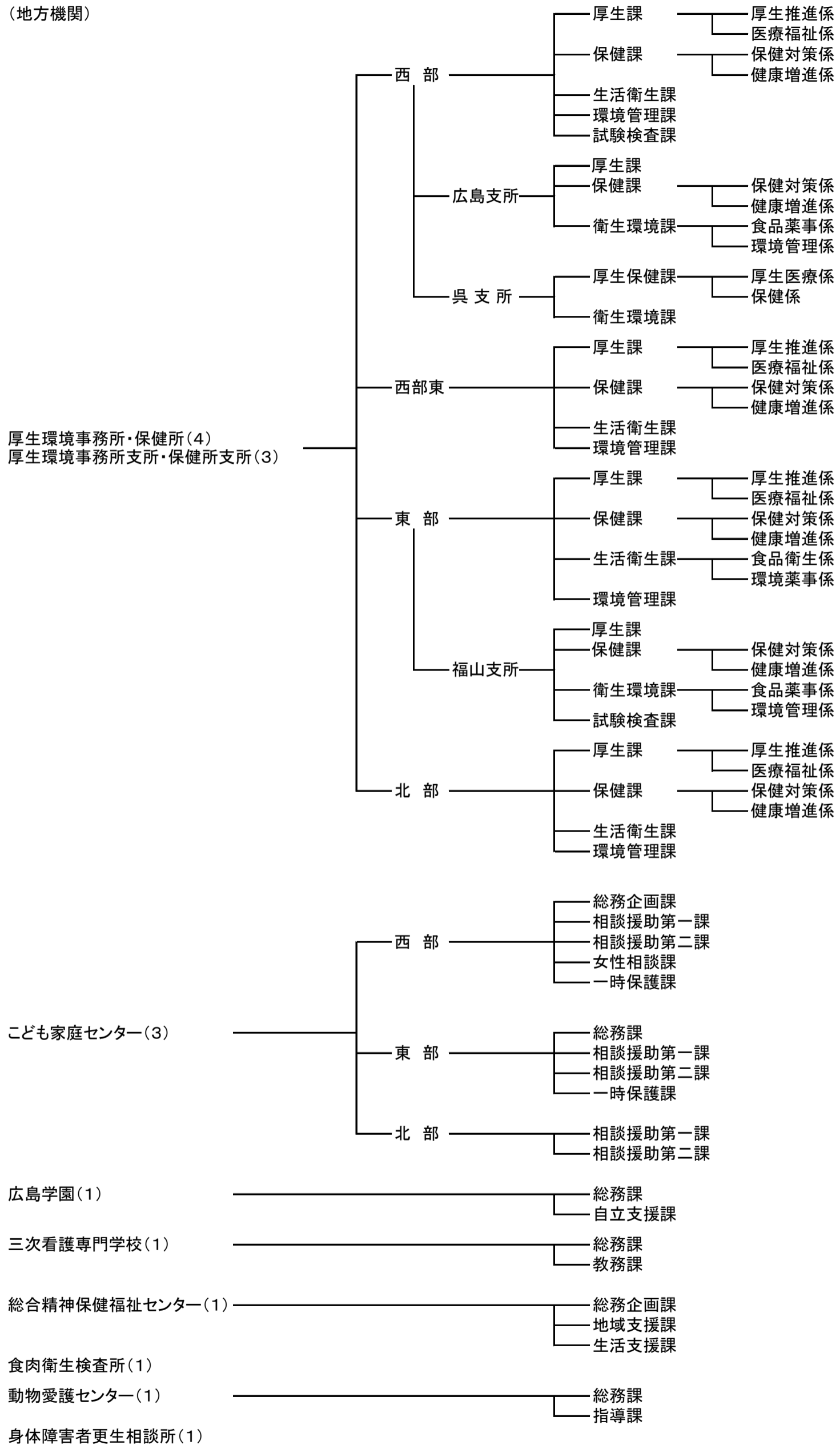
織

○ 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和5年4月1日)〕



(地方機関)



(2) 令和5年度健康福祉局組織別職員数

(令和5年4月1日現在)

| 課 (所) 名 | | 職員数(人) | |
|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 本 庁 | 健康福祉総務課 | 28 | |
| | 健康危機管理課 | 13 | |
| | 新型コロナウイルス感染症対策担当 | 43 | |
| | 子供未来応援課 | 13 | |
| | 安心保育推進課 | 7 | |
| | こども家庭課 | 10 | |
| | 被爆者支援課 | 17 | |
| | 疾病対策課 | 11 | |
| | 食品生活衛生課 | 22 | |
| | 薬務課 | 17 | |
| | 医療介護政策課 | 14 | |
| | 医療機能強化推進課 | 18 | |
| | 医療介護基盤課 | 32 | |
| | 健康づくり推進課 | 23 | |
| | 医療介護保険課 | 9 | |
| | 国民健康保険課 | 9 | |
| | 地域共生社会推進課 | 16 | |
| | 社会援護課 | 12 | |
| 障害者支援課 | 30 | | |
| 本庁小計 | | 344 | |
| 地 方 機 関 | 厚生環境事務所・保健所 | 西部厚生環境事務所・西部保健所 | 52 |
| | | 広島支所 | 38 |
| | | 呉支所 | 19 |
| | 西部東厚生事務所・西部東保健所 | 40 | |
| | | 東部厚生環境事務所・東部保健所 | 55 |
| | 福山支所 | 35 | |
| | | 北部厚生環境事務所・北部保健所 | 35 |
| | 小計 | | 274 |
| | 西部こども家庭センター | 63 | |
| | | 東部こども家庭センター | 56 |
| 北部こども家庭センター | | 10 | |
| 広島学園 | | 23 | |
| 三次看護専門学校 | | 30 | |
| 総合精神保健福祉センター | | 19 | |
| 食肉衛生検査所 | | 6 | |
| 動物愛護センター | | 10 | |
| 身体障害者更生相談所 | | 6 | |
| 小計 | | 223 | |
| 地方機関小計 | | 497 | |
| 合計 | | 841 | |

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

| 機関名 | 審議事項 | 根拠法規 | 委員構成 | 委員数 | 任期 |
|------------------------|--|--|--|-------|----|
| 広島県子ども・子育て審議会 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。児童福祉に関する事項について調査審議する。 | 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法 | 子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者 | 25人以内 | 2年 |
| 広島県医療審議会 | 医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。 | 医療法 医療法施行令 | 県職員 関係官公庁職員 医師等医療担当者 医療を受ける立場にある者 学識経験者 | 30人以内 | 2年 |
| 広島県衛生検査所精度管理専門委員会 | 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。 | 広島県附属機関設置条例 | 衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者 | 5人以内 | 2年 |
| 広島県がん対策推進委員会 | がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。 | 広島県がん対策推進条例 | がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員 | 15人以内 | 2年 |
| 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。 | 広島県附属機関設置条例 | 医師 学識経験を有する者 | 10人以内 | 2年 |
| 広島県精神保健福祉審議会 | 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議する。 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例 | 精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者 | 10人以内 | 3年 |

| 機関名 | 審議事項 | 根拠法規 | 委員構成 | 委員数 | 任期 |
|----------------|--|---|--|--|--|
| 広島県精神医療審査会 | 措置入院者及び医療保護入院者の定期報告に係る入院の要否について審査する。医療保護入院届出に係る入院の要否について審査する。入院中の者の退院等の請求について審査する。 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 | 25人以内 | 2年 |
| 広島県指定難病審査会 | 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。 | 難病の患者に対する医療等に関する法律 | 指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る） | 20人以内 | 2年 |
| 広島県小児慢性特定疾病審査会 | 児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。 | 児童福祉法 | 小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者 | 4人以内 | 2年 |
| 広島県生活衛生適正化審議会 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 広島県生活衛生適正化審議会条例 | 学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者 | 20人以内 | 2年 |
| 広島県薬事審議会 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 広島県薬事審議会条例 | 県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見を代表する者 | 20人以内 (薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。) | 県及び関係行政機関の職員なし その他2年 |
| 広島県麻薬中毒審査会 | 麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査する。 | 麻薬及び向精神薬取締法 麻薬及び向精神薬取締法施行令 広島県麻薬中毒審査会条例 | 法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者 | 5人 | 知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときから、措置入院者が退院したときまで |
| 広島県献血推進審議会 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。 | 広島県附属機関設置条例 | 関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者 | 30人以内 | 2年 |
| 広島県准看護師試験委員 | 准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。 | 保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例 | 県職員 医師 看護師 学識経験者 | 10人以内 | 県職員なし その他2年 |
| 広島県食育推進会議 | 広島県食育推進計画を策定及びその実施を推進することについて審議する。 | 食育基本法 広島県食育基本条例 | 食育に関して知識と経験を有する者 | 20人以内 | 2年 |

| 機 関 名 | 審 議 事 項 | 根 拠 法 規 | 委 員 構 成 | 委 員 数 | 任 期 |
|-------------------|--|--|---|---|--------------------|
| 広島県国民健康保険審査会 | 保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。 | 国民健康保険法 | 被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者 | 被保険者代表 3人 保険者代表 3人 公益代表3人 | 3年 |
| 広島県後期高齢者医療審査会 | 後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。 | 高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 | 被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者 | 被保険者代表 3人 後期高齢者広域連合代表 3人 公益代表3人 | 3年 |
| 広島県介護保険審査会 | 保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。 | 介護保険法 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例 | 市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者 | 市町代表3人 被保険者代表 3人 公益代表39人以内 | 3年 |
| 広島県国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。 | 国民健康保険法 国民健康保険法施行令 広島県国民健康保険運営協議会条例 | 被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者 | 被保険者代表 4人 保険医又は保険薬剤師代表 4人 公益代表4人 被用者保険等 保険者代表 2人 | 3年 |
| 広島県社会福祉審議会 | 社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。 | 社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例 | 住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者 | 35人以内 | 3年 |
| 広島県障害者施策推進協議会 | 障害者基本法の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。 | 障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例 | 関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者 | 21人以内 | 行政機関の職員なし その他2年 |
| 広島県障害者介護給付費等不服審査会 | 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査する。 | 障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例 | 障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者 | 15人以内 | 3年 |
| 広島県感染症診査協議会 | 感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例 | 感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者 | 10人以内 | 2年 |

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- 一 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- 二 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- 三 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
- 五 厚生環境事務所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 六 保健所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

- 一 健康危機管理の総合調整に関すること。(他の局課の所掌に属するものを除く。)
- 二 救急医療体制の確保に関すること。
- 三 災害医療に関すること。
- 四 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に関すること。
- 五 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に関すること。
- 六 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に関すること。
- 七 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- 八 保健師業務の総合調整に関すること。
- 九 健康危機管理に係る研修に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策担当

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関すること。
- 二 感染症予防に関すること。
- 三 予防接種に関すること。
- 四 検疫に関すること。
- 五 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。
- 六 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。
- 七 その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課

- 一 ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。
- 二 少子化対策に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく療育及び子育て支援(放課後児童健全育成事業を除く。)に関すること。
- 四 母子保健に関すること。
- 五 母体保護に関すること。

- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関する事。
- 七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 九 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関する事。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 十 広島県子ども・子育て審議会に関する事。
- 十一 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関する事。

安心保育推進課

- 一 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関する事。
- 二 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関する事。
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する事。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

- 一 児童福祉法に関する事。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する事。
- 三 児童福祉の理念に関する普及啓発に関する事。
- 四 児童の健全育成に関する事。
- 五 児童に関する調査統計に関する事。
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に関する事。
- 七 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- 八 寡婦の福祉の向上に関する事。
- 九 父子家庭の福祉の向上に関する事。
- 十 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に関する事。
- 十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関する事。
- 十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関する事。
- 十三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関する事。
- 十四 子ども手当に関する事。
- 十五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関する事。
- 十六 こども家庭センターに関する事。
- 十七 広島県立広島学園に関する事。

十八 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

被爆者支援課

- 一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。
- 二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。
- 三 毒ガス障害者の援護に関すること。
- 四 在外被爆者の援護に関すること。
- 五 放射線被爆者医療国際協力推進協議会に関すること。
- 六 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。
- 七 その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

疾病対策課

- 一 難病に関すること。
- 二 特定疾患に関すること。
- 三 小児慢性特定疾病に関すること。
- 四 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 六 広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。
- 七 広島県精神保健福祉審議会に関すること。
- 八 広島県精神医療審査会に関すること。
- 九 広島県指定難病審査会に関すること。
- 十 広島県小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- 十一 その他疾病対策に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）

食品生活衛生課

- 一 理容師及び理容所に関すること。
- 二 美容師及び美容所に関すること。
- 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。
- 四 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に係る届出、指導監督及び報告に関すること。
- 五 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関すること。
- 六 クリーニング業に関すること。
- 七 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- 八 墓地、埋葬、火葬等に関すること。
- 九 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 十 生活衛生調査に関すること。
- 十一 水道に関すること。（上下水道局の所掌に属するものを除く。）
- 十二 食品衛生に関すること。
- 十三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を

図るために必要な食品の表示に関すること。

- 十四 製菓衛生師に関すること。
- 十五 と畜場及びと畜に関すること。
- 十六 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- 十七 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
- 十八 広島県食肉衛生検査所に関すること。
- 十九 広島県動物愛護センターに関すること。
- 二十 広島県生活衛生適正化審議会に関すること。

薬務課

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）に関すること。（農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。）
- 二 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）に関すること。
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に関すること。
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に関すること。
- 五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に関すること。
- 六 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に関すること。
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）に関すること。
- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十二号）に関すること。
- 九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）に関すること。
- 十 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に関すること。
- 十一 医薬品の適正使用に関すること。
- 十二 献血の推進に関すること。
- 十三 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関すること。
- 十四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関すること。
- 十五 薬用植物に関すること。
- 十六 薬事工業生産動態等統計調査に関すること。
- 十七 肝炎対策に関すること。
- 十八 広島県薬事審議会に関すること。
- 十九 広島県麻薬中毒審査会に関すること。
- 二十 広島県献血推進審議会に関すること。
- 二十一 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関すること。

医療介護政策課

- 一 医療介護施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 二 保健医療計画の推進に関すること。
- 三 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）に基づく広島県計画の推進に関すること。

- 四 高齢者プランの推進に関すること。
- 五 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- 六 小児医療に関すること。
- 七 周産期医療に関すること。
- 八 地域保健対策協議会に関すること。

医療機能強化推進課

- 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

医療介護基盤課

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- 四 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）に関すること。
- 五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- 六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百五十四号）に関すること。
- 七 医師及び歯科医師に関すること。
- 八 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- 九 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- 十一 視能訓練士に関すること。
- 十二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 十三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。
- 十四 医師確保対策に関すること。
- 十五 へき地医療に関すること。
- 十六 死因究明の施策に関すること。
- 十七 医療金融に関すること。
- 十八 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。
- 十九 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- 二十 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 二十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。
- 二十二 介護保険法に基づく事業者及び施設に関すること。
- 二十三 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。
- 二十四 広島県医療審議会に関すること。
- 二十五 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。

- 二十六 広島県三次看護専門学校に関する事。
- 二十七 広島県健康福祉センターに関する事。
- 二十八 広島県准看護師試験委員に関する事。
- 二十九 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関する事。

健康づくり推進課

- 一 健康づくりの推進に関する事。
- 二 健康増進に関する事。
- 三 食育に関する事。(農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)
- 四 歯科保健に関する事。
- 五 栄養士及び調理師に関する事。
- 六 栄養改善に関する事。
- 七 石綿健康被害の救済に関する事。
- 八 がん対策に関する事。
- 九 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。(国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)
- 十 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関する事。
- 十一 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関する事。
- 十二 広島県食育推進会議に関する事。
- 十三 広島県がん対策推進委員会に関する事。

医療介護保険課

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づく保健医療機関等の指導監査に関する事。
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に関する事。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 介護保険法に関する事。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 広島県後期高齢者医療審査会に関する事。
- 五 広島県介護保険審査会に関する事。

国民健康保険課

- 一 国民健康保険法に関する事。(医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関する事。(国民健康保険に係るものに限る。)
- 三 広島県国民健康保険運営協議会に関する事。
- 四 広島県国民健康保険審査会に関する事。

地域共生社会推進課

- 一 地域共生社会の基盤づくりに関する事。

- 二 地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。
- 三 地域福祉支援計画の推進に関すること。
- 四 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 五 在宅医療に関すること。
- 六 認知症施策に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 老人福祉法に関すること。(医療介護政策課及び医療介護基盤課の所掌に属するものを除く。)
- 八 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に関すること。
- 九 生活福祉資金に関すること。
- 十 地域福祉活動の推進に関すること。
- 十一 広島県社会福祉審議会に関すること。

社会援護課

- 一 生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)に関すること。
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に関すること。
- 三 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 四 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)に関すること。
- 五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- 六 未帰還者留守家族等援護法(昭和三十八年法律第六十一号)に関すること。
- 七 引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第九号)に関すること。
- 八 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和三十二年法律第十四号)に関すること。
- 九 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)に関すること。
- 十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)に関すること。
- 十一 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和三十二年法律第五十七号)に関すること。
- 十二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十九年法律第九号)に関すること。
- 十三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和三十九年法律第九号)に関すること。
- 十四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)に関すること。
- 十五 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和三十七年法律第二十七号)に関すること。
- 十六 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関すること。
- 十七 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- 十八 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

障害者支援課

- 一 障害者総合支援法に関すること。(子供未来応援課の所掌に属するものを除く。)
- 二 身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)に関すること。
- 三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に関すること。
- 四 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)に関すること。

- 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関する事。
- 六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関する事。
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関する事。
- 八 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。
- 九 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事。
- 十 心身障害者の扶養共済に関する事。
- 十一 広島県立身体障害者更生相談所に関する事。
- 十二 広島県立視覚障害者情報センターに関する事。
- 十三 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関する事。
- 十四 広島県立障害者療育支援センターに関する事。
- 十五 広島県立福山若草園に関する事。
- 十六 広島県聴覚障害者センターに関する事。
- 十七 広島県障害者施策推進協議会に関する事。
- 十八 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関する事。
- 十九 社会福祉法人広島県福祉事業団に関する事。
- 二十 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事。

厚生環境事務所

- 一 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- 二 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 三 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 四 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- 五 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- 六 介護保険法に関する事。
- 七 老人福祉法に関する事。
- 八 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 九 老人福祉施設に関する事。
- 十 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 十一 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関する事。
- 十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。
- 十三 生活保護法に関する事。
- 十四 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- 十五 売春防止法に関する事。
- 十六 児童扶養手当法に関する事。
- 十七 児童の健全育成に関する事。
- 十八 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- 十九 寡婦の福祉の向上に関する事。
- 二十 父子家庭の福祉の向上に関する事。

保健所

- 一 医療及び医薬品に関すること。
- 二 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に関すること。
- 三 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 四 救急医療に関すること。
- 五 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 六 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- 七 歯科保健に関すること。
- 八 感染症の予防に関すること。
- 九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関すること。
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 十一 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- 十二 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
- 十三 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- 十四 水道及び生活環境の向上に関すること。
- 十五 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関すること。
- 十六 小児特定疾患に関すること。
- 十七 衛生上の試験及び検査に関すること。
- 十八 その他地域住民の健康の保持及び増進に関すること。

こども家庭センター

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- 四 児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 九 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 十 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十一 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十二 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的

判定、自立支援等に関すること。

十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

十四 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）

十五 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。

②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。

③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- 六 第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。
- 七 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 八 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 九 その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- 一 食鳥検査に関すること。
- 二 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 三 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

動物愛護センター

- 一 動物の愛護指導に関すること。
- 二 犬の拘留に関すること。
- 三 犬及びねこの引取りに関すること。
- 四 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- 五 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。（保健所の所掌に属するものを除く。）

身体障害者更生相談所

- 一 市町が行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 三 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 五 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。）に係る市町に対する援助に関すること。
- 六 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関すること。
- 七 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3 地方機関所在地

| 名 称 | | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------------------|--------------------------|----------------------------|----------------|
| 厚生環境事務所・保健所 | 西部厚生環境事務所 西部保健所 | 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 | (0829) 32-1181 |
| | 広島支所 | 〒730-0011 広島市中区基町 10-52 | (082) 228-2111 |
| | 呉支所 | 〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 | (0823) 22-5400 |
| | 西部東厚生環境事務所 西部東保健所 | 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 | (082) 422-6911 |
| | 東部厚生環境事務所 東部保健所 | 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 | (0848) 25-2011 |
| | 福山支所 | 〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 | (084) 921-1311 |
| 北部厚生環境事務所 北部保健所 | 〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 | (0824) 63-5181 | |
| 子ども家庭センター | 広島県西部子ども家庭センター | 〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-26 | (082) 254-0381 |
| | 広島県東部子ども家庭センター | 〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1 | (084) 951-2340 |
| | 広島県北部子ども家庭センター | 〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 | (0824) 63-5181 |
| 広島県立広島学園 | | 〒739-0151 東広島市八本松町原 10844 | (082) 429-0351 |
| 広島県立三次看護専門学校 | | 〒728-0023 三次市東酒屋町 10518-1 | (0824) 62-5141 |
| 広島県立総合精神保健福祉センター | | 〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目 3-77 | (082) 884-1051 |
| 広島県食肉衛生検査所 | | 〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 | (0824) 63-1305 |
| 広島県動物愛護センター | | 〒729-0413 三原市本郷町南方 8915-2 | (0848) 86-6511 |
| 広島県立身体障害者更生相談所 | | 〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3 | (082) 425-1455 |

II 予 算

令和5年度

当初予算の概要

健康福祉局

令和5年度当初予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

| 区 分 | 令和5年度当初予算額 | | | | 令和4年度 当初予算額 B | 比 較 | |
|-----|-------------|------------|------------|-------------|---------------------|----------|----------|
| | A | 国庫 支出金 | その他 | 一般財源 | | A-B | A/B % |
| 民生費 | 141,152,423 | 5,849,927 | 7,803,966 | 127,498,530 | 141,059,689 | 92,734 | 100.1 |
| 衛生費 | 117,752,571 | 54,930,449 | 3,902,923 | 58,919,199 | 118,614,010 | △861,439 | 99.3 |
| 公債費 | 5,319 | 0 | 5,521 | △202 | 868 | 4,451 | 612.8 |
| 計 | 258,910,313 | 60,780,376 | 11,712,410 | 186,417,527 | 259,674,567 | △764,254 | 99.7 |

2 特別会計

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

| 区 分 | 令和5年度当初予算額 | | | | | 令和4年度 当初予算額 B | 比 較 | |
|----------------------|------------|-------|---------|---------|----|---------------------|----------|----------|
| | A | 繰入金 | 繰越金 | 諸収入 | 県債 | | A-B | A/B % |
| 母子・父子 ・寡婦 福祉資金 | 296,391 | 2,590 | 122,105 | 171,696 | 0 | 457,867 | △161,476 | 64.7 |

(2) 国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

| 区 分 | 令和5年度当初予算額 | | | | | 令和4年度 当初予算額 B | 比 較 | |
|---------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|---------------------|---------|----------|
| | A | 分担金 ・負担金 | 国庫 支出金 | その他 | 繰入金 | | A-B | A/B % |
| 国民健康保険 事業費 | 229,859,983 | 67,919,409 | 62,437,832 | 84,582,446 | 14,920,296 | 229,597,784 | 262,199 | 100.1 |

令和5年度当初予算主要事業一覧

(令和4年度2月補正予算[国の補正予算を活用した県の補正予算]を含む)

| 事業名等 | | 事業費(千円) | ページ |
|-------------------------------|--------------------------------|------------|-----|
| ■ 新型コロナウイルス感染症対策への対応 | | | |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症対策事業 | 40,965,201 | 21 |
| | (1) 感染拡大防止対策 | 12,128,487 | 22 |
| | (2) 医療提供体制の確保 | 28,432,509 | 23 |
| | (3) 安心・安全な県民生活 | 404,205 | 24 |
| ■ それぞれの欲張りなライフスタイルの実現 | | | |
| □ 県民の挑戦を後押し | | | |
| ◆ 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる | | | |
| 2 | ひろしま版ネウボラ構築事業 | 143,722 | 25 |
| 3 | 子供の予防的支援構築事業 | 121,059 | 26 |
| 4 | 特定不妊治療支援事業 | 348,106 | 27 |
| 5 | 新生児聴覚検査体制整備事業 | 19,694 | 28 |
| 6 | 子供の生活に関する実態調査 | 10,556 | 29 |
| 7 | 出産・子育て応援交付金【2月補正含む】 | 3,860,486 | 30 |
| 8 | 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業 | 200,836 | 31 |
| 9 | こどもの安心・安全対策支援事業【2月補正】 | 219,263 | 32 |
| 10 | 児童虐待防止対策事業 | 609,584 | 33 |
| 11 | 働き盛り世代の健康づくり推進事業 | 32,640 | 34 |
| 12 | いのち支える広島プラン推進事業 | 102,158 | 35 |
| 13 | がん対策推進事業(がん検診) | 57,636 | 36 |
| 14 | 地域医療介護総合確保事業 | 6,128,557 | 37 |
| 15 | 地域医療構想推進事業 | 203,367 | 38 |
| 16 | 地域共生社会推進事業 | 27,781 | 39 |
| 17 | 医療的ケア児支援センター運営事業 | 21,513 | 40 |
| 18 | 障害福祉サービス事業所等デジタル技術導入支援事業【2月補正】 | 19,859 | 41 |
| 19 | 「いのちを守る!」動物愛護推進事業 | 141,922 | 42 |
| 20 | 福祉医療費公費負担事業 | 6,064,525 | 43 |
| ■ 広島サミットの開催とレガシーの継承・発展 | | | |
| □ 安全、安心で円滑なサミットの開催を支援 | | | |
| 21 | G7広島サミット推進事業(保健・医療分野分) | 13,877 | 44 |

1 新型コロナウイルス感染症対策事業（一部国庫）【一部新規】

令和5年度当初予算額 40,965,201 千円(R4 当初予算額 41,226,249 千円)

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|------------|--|------------|
| 感染拡大防止対策 | PCRセンター等検査体制確保事業 感染症対策急性期医療チーム派遣事業 ほか | 12,128,487 |
| 医療提供体制の確保 | 医療提供体制確保事業 宿泊・自宅療養支援事業 ほか | 28,432,509 |
| 安心・安全な県民生活 | 介護サービス継続支援事業 障害福祉サービス提供体制確保事業 ほか | 404,205 |
| 合 計 | | 40,965,201 |

※基金積立を除く事業費

※国において、新型コロナを5月8日から5類感染症へ変更する方針が示されたが、各種対策・措置の段階的見直しについて、具体的な内容は検討・調整中で、現時点では不明であるため、当初予算においては、現状の対応を維持することを前提として予算を確保

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 感染拡大防止対策

令和5年度当初予算額 12,128,487千円 (R4 当初予算額 6,398,896千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

| | 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|-----|--------------------------|--|------------|
| ① | PCRセンター等検査体制確保事業 | ○PCRセンター等の運営、薬局等の無料検査補助事業など、検査が受けやすい環境整備に係る取組を実施する。 【期間】4～7月(4か月) | 5,152,577 |
| ② | 感染症予防対策事業 | ○保健所、保健環境センター等における行政検査体制の整備や、医療機関における検査自己負担分の補助を実施する。 【期間】4～7月(4か月) | 1,027,511 |
| ③ | 高齢者施設等従事者検査事業 | ○県内の医療機関、高齢者施設等の職員を対象に頻回検査等を行い、感染拡大やクラスターを防止する。 【期間】4～7月(4か月) | 2,601,516 |
| ④ | 感染症対策急性期医療チーム派遣事業 | ○感染症に対応する医療チームや看護師等をクラスター発生施設等に派遣する際に必要な活動費及び損害補償保険料の補助を実施する。 【構成員】DMAT 精神保健医療チーム 看護師チーム 等 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 7,464 |
| ⑤ | 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業 | ○保健所機能の維持・強化を図るため、相談窓口の設置、検体搬送業務の業務委託等を実施する。 ・コールセンター設置(20回線)、相談職員等(15人)の配置 ○保健所設置市における、相談窓口設置事業等の実施費用を補助する。 【期間】4～7月(4か月) | 1,063,686 |
| ⑥ | 自宅療養者等健康観察フォローアップ事業 | ○自宅療養者等に対する保健所の健康観察業務等を民間事業者に委託し、保健所の業務負担の軽減及び自宅療養者等の療養支援体制の強化を図る。 ・フォローアップセンターの設置 【期間】4～7月(4か月) | 1,547,746 |
| ⑦ | 感染拡大防止支援事業 | ○医療資材の管理や配送について業務委託等を実施する。 ・備蓄・配送業務委託、医療資材管理職員(1人)の配置 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 154,554 |
| ⑧ | 入所児童等自立支援事業 | ○児童福祉施設等で生じた人件費等のかかり増し経費を支援する。 【補助上限額】1,000千円/施設 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 21,000 |
| ⑨ | オンライン診療活用検討事業 【一部新規】 | ○新興感染症や災害発生時に活用が見込まれるオンライン診療・服薬指導の普及を図るため、導入に意欲的な医療機関・薬局に対し、導入から実施までの伴走型支援を行い、好事例の創出を図る。 【対象地域】福山市(支援対象医療機関：10施設、薬局：10施設) ○セミナーを開催し、県内の医療機関・薬局へ好事例等を共有する。 【対象者】県内医療機関、薬局 【内容】上記支援医療機関・薬局の好事例、課題等を共有 【方法】集合形式又はwebで開催(計2回) 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 15,000 |
| ⑩ | 飲食店における感染予防対策事業 | ○「広島積極ガード店ゴールド」の認証を引き続き実施する。 【対象施設】新規：約200店舗 認証済：12,024店舗(12/7時点) 【期間】4月～7月(4か月) | 47,448 |
| ⑪ | 介護施設等整備事業 | ○高齢者施設における感染拡大防止を図るため、簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境等の整備等を行う事業者に対する補助を実施する。 【対象整備箇所数】41か所 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 489,985 |
| 合 計 | | | 12,128,487 |

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(2) 医療提供体制の確保

令和5年度当初予算額 28,432,509 千円 (R4 当初予算額 34,549,377 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

| | 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|-----|-------------------|---|------------|
| ⑫ | 感染症医療提供体制強化事業 | ○医療機関による患者等を受け入れる入院病床の確保に対する支援（空床補償）を実施する。 【期間】4～7月（4か月） | 13,853,402 |
| ⑬ | 宿泊・自宅療養支援事業 | ○軽症患者等が療養するための宿泊療養施設等を確保・運営する。 ○自宅療養者に対する自宅療養セット及びパルスオキシメーターの配送・貸出を行う。 【期間】4～7月（4か月） | 11,867,099 |
| ⑭ | 軽症患者等搬送業務委託事業 | ○新型コロナウイルス感染症軽症患者等の搬送業務を民間事業者へ委託する。 【期間】4～7月（4か月） | 577,838 |
| ⑮ | 医療提供体制確保事業 | ○患者受入病床を確保する医療機関等の個人防護具の補助及び、重症患者に対応する医療従事者養成研修を実施する。 ○入院医療費・自宅療養者等の医療費の自己負担分について公費で補助する。 ○入院治療が必要な患者等の入院調整業務の一部を民間事業者へ委託する。 【期間】4～7月（4か月） | 2,107,045 |
| ⑯ | 危機発生時における医療体制強化事業 | ○広島大学と連携して、新興感染症、災害医療及び救命救急医療など、有事に焦点を置いた、県の危機医療の体制強化を図る。 ・医療機関調整等を行う医師（1人）の配置 ・病院の事業継続計画策定のための研修 等 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 20,050 |
| ⑰ | 薬局等に対する継続再開支援事業 | ○新型コロナウイルス感染等で業務を行えない薬剤師が勤務する医療機関・薬局への代替薬剤師の派遣や、業務の継続・再開に対する支援を実施する。 【薬剤師派遣・消毒経費補助対象数】各3施設 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 4,113 |
| ⑱ | 在宅障害者医療等提供体制確保事業 | ○在宅の重症心身障害児（者）や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。 ・医療的ケア児等の入所や見守り支援等：7日分 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 2,962 |
| 合 計 | | | 28,432,509 |

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(3) 安心・安全な県民生活

令和5年度当初予算額 404,205 千円 (R4 当初予算額 277,976 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

| | 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|-----|-------------------------------|---|---------|
| ⑱ | 妊産婦総合支援事業 | ○強い不安を抱える産前や出産直後の母子が心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整備する。 【産後ケア利用対象数】約 2,800 人 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 17,250 |
| ⑳ | 子育て環境改善事業 (相談・交流支援) | ○子育て家庭が安心して気軽に相談・交流できるよう、市町や地域子育て支援拠点においてオンライン相談・交流の支援体制を確保する。 ・オンライン通信費 (タブレット 220 台) 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 19,059 |
| ㉑ | 市町子育て支援事業 (特例措置分) | ○地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために係る経費等を補助する。 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 85,278 |
| ㉒ | 一時保護所等医療支援体制確保事業 | ○こども家庭センターの一時保護所等でコロナ感染者が発生した場合に看護師の派遣により、医療支援体制を確保する。 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 3,900 |
| ㉓ | 介護サービス継続支援事業 | ○新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所・施設等におけるかかり増し経費等を支援する。 【期間】4～7月 (4か月) ○関係団体等と連携し、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 267,308 |
| ㉔ | 障害福祉サービス提供体制確保事業 | ○新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス等事業所におけるかかり増し経費等を支援する。 【期間】4～7月 (4か月) ○関係団体等と連携し、緊急時の応援派遣に係る体制を構築する。 【期間】R5.4.1～R6.3.31 | 11,410 |
| 合 計 | | | 404,205 |
| | 地域医療介護総合確保基金積立事業 (新型コロナ対応) | ○地域医療介護総合確保基金を活用する新型コロナ対策について、所要額を積み立てる。 【負担割合】 国 2/3、県 1/3 | 657,941 |

2 ひろしま版ネウボラ構築事業（一部国庫）【一部新規】

令和5年度当初予算額 143,722千円(R4当初予算額 104,730千円)

1 目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、子供と家庭に関する切れ目ない相談・支援体制である「ひろしま版ネウボラ」の仕組みを構築する。

2 事業内容 <ワーク番号：01>

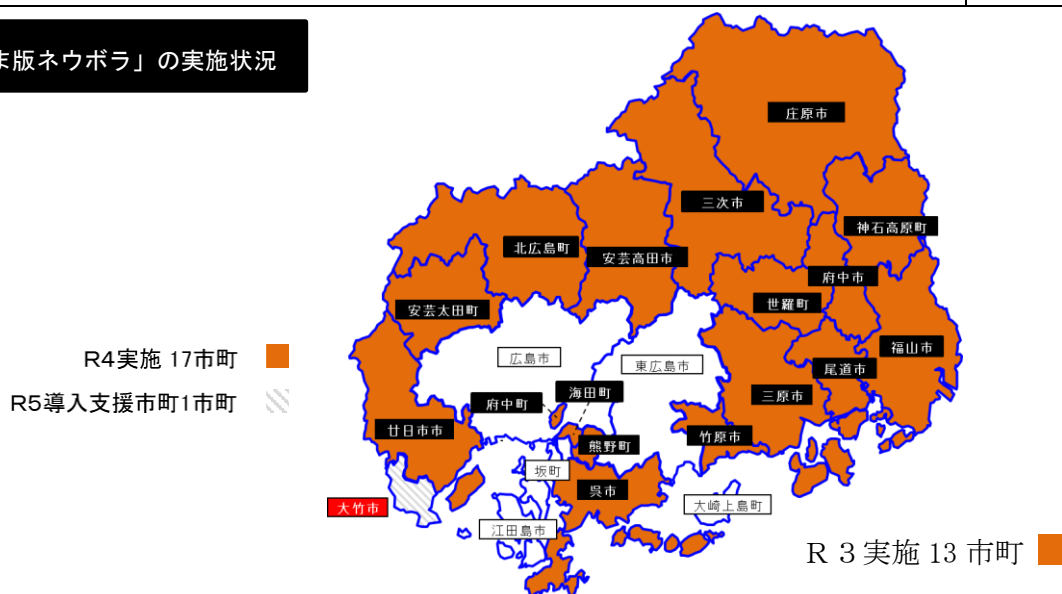
「ひろしま版ネウボラ」の仕組みの全県展開に向け、あるべき機能や体制を整理した基本型に基づく取組などについて支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、取組の強化・改善につなげる。

また、ネウボラに必要な専門職人材の育成支援により、ネウボラ業務の質の向上を図るほか、「ひろしま版ネウボラ」について、県民の共感と信頼を獲得するための戦略的PRにモデル的に着手する。

(単位：千円)

| 区分 | 内容 | 予算額 |
|---------------------|---|---------|
| ひろしま版ネウボラ構築事業 | ○ひろしま版ネウボラの実施市町の拡大 ひろしま版ネウボラ実施市町(17市町)及び導入支援市町(1市町)において、基本型に基づく取組を支援 ○基本型の評価検証 | 115,741 |
| ひろしま版ネウボラ市町支援事業 | ○ひろしま版ネウボラ人材育成研修 ネウボラ業務の質の向上を図るため、母子保健や子育て支援業務に従事しているネウボラ相談員向けの研修等を実施 | 5,750 |
| ひろしま版ネウボラ戦略的PRモデル事業 | ○ひろしま版ネウボラの理念、サービスについて、県民の認知度を高め、共感・信頼を獲得するため、動画等により広報を実施するとともに、効果検証を行い今後の施策に反映【新規】 (モデル2市町で実施予定) ○ネウボラ県民意識調査 子育てのしやすさや子育て支援の利用状況などについて調査を実施 | 22,231 |
| 合 計 | | 143,722 |

「ひろしま版ネウボラ」の実施状況



3 子供の予防的支援構築事業（単県）

令和5年度当初予算額 121,059千円(R4当初予算額 179,079千円)

1 目的

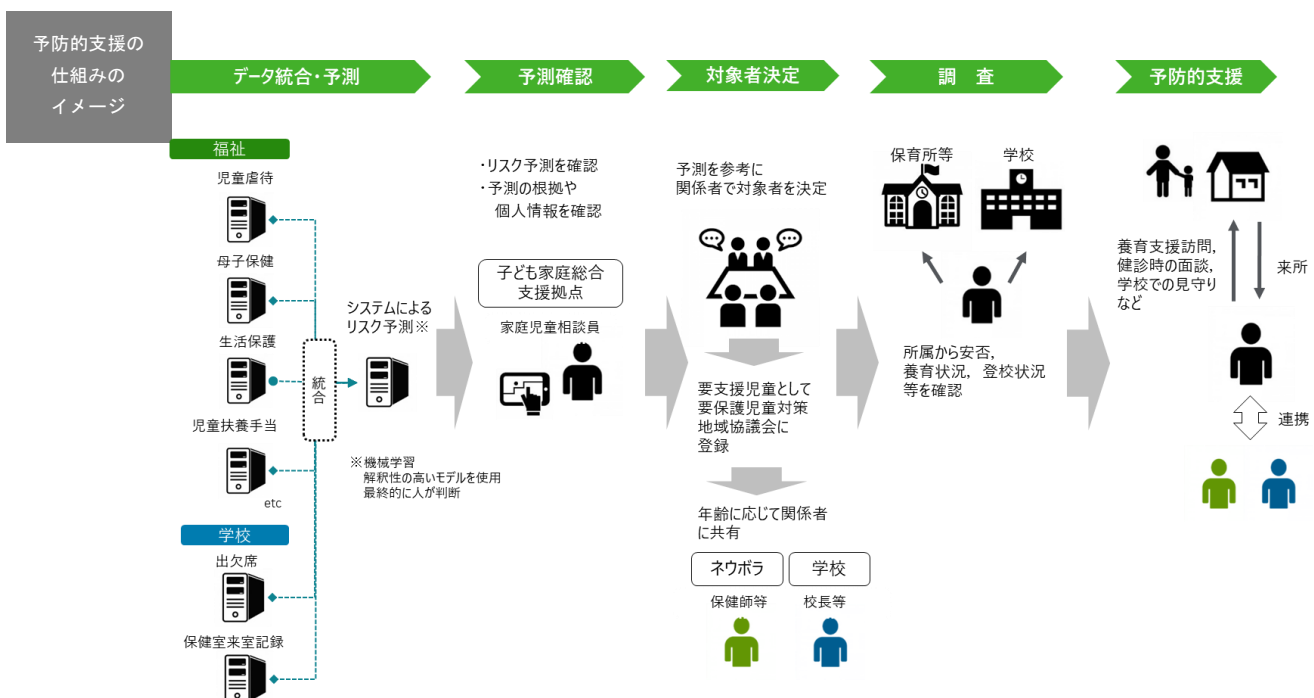
子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、問題が未然に防止され、子供が心身ともに健やかに育つことを目的とする。

2 事業内容 <ワーク番号：01>

福祉や教育など子供の育ちに関する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。

(単位：千円)

| 区分 | 内容 | 予算額 |
|--------------|---|---------|
| 子供の予防的支援構築事業 | <p>○A I を活用した子供の予防的支援の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関する様々なデータを集約し、システムによる児童虐待等のリスク予測を行う。 ・それを参考に、職員が支援の必要な子供や家庭を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う。 ・モデル市町…府中町、府中市、海田町、三次市 <p>○R 5年度の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを活用した予防的支援及び効果検証を実施（府中町、府中市、海田町） ・システム開発を実施（三次市） ・モデル4市町のデータを分析しA I モデルを生成 | 121,059 |



4 特定不妊治療支援事業（単県）【一部新規】

令和5年度当初予算額 348,106千円（R4当初予算額 144,369千円）

1 目的

令和4年度から特定不妊治療の保険適用に伴い、保険適用外の先進的な治療に係る経済的負担を軽減し、特定不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、先進医療等を対象とする県独自の助成制度を新設した。

一方、先進医療技術と保険診療を併用できるのは、国が定めた施設基準を満たす医療機関に限定され、2割程度の患者が、本来保険適用となる基本治療も含め全額自己負担せざるを得なくなっているため、全額自己負担となった方への助成メニューを追加し、負担を軽減することで、子供を持ちたいと願う夫婦の希望を叶えやすい環境づくりに取り組む。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区分 | 内 容 | 予算額 |
|------------|---|---------|
| 特定不妊治療支援事業 | 保険適用となった特定不妊治療又は男性不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要した費用への助成 【助成対象】 妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む） 【助成額】 自己負担額の1/2、1回当たり5万円を上限 【助成回数】 子供1人ごと通算6回まで（妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで） | 72,533 |
| | 令和4年4月1日以降に開始した特定不妊治療又は男性不妊治療のうち、先進医療等を併用することにより、本来保険適用となる治療も含め、全額自己負担となった治療に要した費用への助成【新規】 【助成対象】 妻の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚含む） 【助成額】 自己負担額の7割、1回当たり30万円を上限 ただし、採卵のみで治療を中止した場合や以前に凍結した胚を使った治療のみを行った場合は上限10万円 【助成回数】 子供1人ごと通算6回まで（妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで） | 275,573 |
| 合 計 | | 348,106 |

5 新生児聴覚検査体制整備事業（一部国庫）【一部新規】

令和5年度当初予算額 19,694千円（R4当初予算額 6,934千円）

1 目的

県内医療機関における聴覚検査の機器整備を支援するとともに、新たに新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター（仮称）を設置し、新生児聴覚検査の結果の集約や市町との共有、関係医療機関、療育・教育機関との総合調整を行うことにより、全ての聴覚障害児を早期に発見し、療育・教育支援につなげられる体制を構築する。

2 事業内容

（単位：千円）

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|------------------------------------|---|--------|
| 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター（仮称）の開設・運営 | ○令和4年度に構築した新生児・小児聴覚検査精度管理システムを活用し、医療機関からの検査結果の集約や市町との共有、関係医療機関や療育・教育機関との総合調整を担う広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター（仮称）の設置・運営【新規】 | 10,000 |
| 新生児・小児聴覚検査体制整備検討会、研修会の開催 | ○行政、関係医療機関、療育・教育関係機関、関係医療団体等で構成する新生児・小児聴覚検査体制整備検討会の開催（精度管理の検証・評価等） ○市町等関係者に対する聴覚障害児への支援に係る研修会の開催 | 394 |
| 聴覚検査機器の購入助成 | ○医療機関等（分娩施設）が新生児聴覚スクリーニング検査を行うための聴覚検査機器（自動ABR）の購入への助成 | 7,200 |
| 精密検査機器の購入助成 | ○医療機関（二次聴覚検査機関）が精密検査を行うための精密検査機器（VRA等）の購入への助成【新規】 | 2,100 |
| 合 計 | | 19,694 |

6 子供の生活に関する実態調査（一部国庫）【新規】

令和5年度当初予算額 10,556 千円

1 目的

次期「ひろしま子供の未来応援プラン」策定に向け、現状を把握するとともに、現計画に基づく施策の確からしさの検証や取組の強化の必要性、新たな施策の必要性を確認する。

なお、次期プランは、こども基本法に基づく都道府県こども計画と位置づけることとし、こども基本法第11条に基づく子供の意見の聴取も合わせて行うことにより、子供の意見を県の子供施策に反映できるよう取り組む。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|-------------------|---|--------|
| 子供の生活に関する実態調査 | ○子供の生活実態を把握し、新たな施策や現在取り組んでいる施策の強化の必要性等を確認するため、子供と保護者を対象とした調査を実施 (調査対象) ・小学5年生 (4,000 世帯：児童 4,000 人 保護者 4,000 人) ・中学2年生 (4,000 世帯：生徒 4,000 人 保護者 4,000 人) | 10,256 |
| こども基本法に基づく子供の意見聴取 | ○都道府県こども計画の策定にあたり子供の意見を施策へ反映させるため、インターネットを活用し、子供を対象としたアンケート調査を実施 (調査対象) 高校生等 100 人 | 300 |
| 合 計 | | 10,556 |

7 出産・子育て応援交付金（一部国庫）【新規】【2月補正含む】

令和5年度当初予算額 1,854,990千円

令和4年度2月補正予算額 2,005,496千円

1 目的

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ、切れ目ない支援の提供体制を構築する。

2 事業内容

市町が主体となつて行う伴走型相談支援の実施や出産・子育て応援給付金事業等に対し、県が事業費の一部を負担するとともに、出産・子育て応援給付金事業を広域のかつ電子的に実施するためのプラットフォームの構築を行う。

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 令和4年度 2月補正予算額 | 令和5年度 当初予算額 |
|----------------------------|--|------------------|----------------|
| 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業への補助 | <ul style="list-style-type: none"> ○伴走型相談支援 妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の実施 ○出産・子育て応援給付金 令和4年4月以降の妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品や子育て支援サービスに利用できるクーポン等（計10万円相当）を給付 ○システム構築等導入経費 出産・子育て応援給付金の給付状況を管理するためのシステム改修経費 | 2,005,496 | 1,814,167 |
| 電子クーポンプラットフォームの構築 | 市町が実施する出産・子育て応援給付金の給付を、電子的なクーポンにより、広域的に実施するためのプラットフォームを県が主体となり構築する。 | — | 40,823 |
| 合 計 | | 2,005,496 | 1,854,990 |

8 未来をはぐくむ「ひろしま安心保育」推進事業（一部国庫）

令和5年度当初予算額 200,836千円(R4当初予算額 398,950千円)

1 目的

近年の保育ニーズの増加により、待機児童が発生し、深刻な保育士不足が続いている中、保育の質と量の確保強化を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：02>

(単位：千円)

| 区 分 | | 内 容 | 予算額 |
|---------|------------------|---|---------|
| 待機児童の解消 | 1・2歳児受入促進事業 | ○待機児童の大半を占める1・2歳児の受け入れを促進するため、積極的に1・2歳児の受け入れを行う保育施設に対して保育士の人件費相当額の補助 【対象市町】広島市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町 | 21,357 |
| | 保育コンシェルジュ配置事業 | ○保護者の働き方に合った保育サービスを紹介する保育コンシェルジュを配置する市町への補助 【対象市町】広島市、呉市、東広島市、海田町 | 31,874 |
| | 認定こども園等整備補助事業 | ○認定こども園及び保育所等に係る整備補助 | 98,230 |
| | 保育所入所事務デジタル化推進事業 | ○入所事務の効率化や申請者の利便性向上のため、国による子ども・子育てシステム（入所選考機能含む）や電子申請システムの早期導入を促進するための会議を開催 | 431 |
| 保育士の確保 | 保育士人材バンク | ○保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチング及び研修、合同就職説明会の開催等 | 18,853 |
| | 保育士離職時届出制度 | ○保育士の離職時に将来復帰する場合の届出制度の運営 | 4,622 |
| | 魅力ある保育所づくり推進事業 | ○広島県保育総合支援サイトを通じ、保育に関心のある幅広い年齢層にワンストップで情報提供 ○保育士養成施設の学生に対する出前事業の開催 | 4,682 |
| 質の向上 | 保育士キャリアアップ研修事業 | ○保育士キャリアアップ研修を実施するとともに、保育関係団体の専門研修のノウハウを取り入れて研修の質の向上を図る。 | 20,787 |
| 合 計 | | | 200,836 |

9 こどもの安心・安全対策支援事業（一部国庫）【一部新規】 【2月補正】

令和4年度2月補正予算額 219,263千円

1 目的

送迎用バスへの安全装置の設置経費の支援等により、子供の安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子供を預けている保護者の不安を解消する。

2 事業内容

(単位：千円)

| 内 容 | | 予算額 |
|--|---|---------|
| ○送迎用バスに安全装置を設置するための費用を、設置者に補助する。[健康福祉局] 障害児通所支援事業所：165事業所（バス303台） ※補助上限180千円/台 | | 54,540 |
| ○登園管理システム及びICTを活用した子供見守りサービスの導入支援等【新規】 | <障害児通所支援事業所> [健康福祉局] 登園管理システム：58事業所 ※補助率4/5、補助上限560千円/園 ICTを活用した子供見守りサービス：59事業所 ※補助率4/5、補助上限160千円/園 | 41,920 |
| | <公立幼稚園・県立特別支援学校幼稚部> [教育委員会] 登園管理システム：35園・2校 ※補助率4/5、補助上限560千円/園 等 ICTを活用した子供見守りサービス：38園 ※補助率4/5、補助上限160千円/園 | 32,203 |
| | <私立幼稚園> [環境県民局] 登園管理システム：120園 ※補助率4/5、補助上限560千円/園 ICTを活用した子供見守りサービス：140園 ※補助率4/5、補助上限160千円/園 | 89,600 |
| ○運転手やバスに同乗する職員に対する安全管理研修を実施【新規】[健康福祉局] | | 1,000 |
| 合 計 | | 219,263 |

10 児童虐待防止対策事業（一部国庫）

令和5年度当初予算額 609,584 千円(R4 当初予算額 1,241,703 千円)

1 目的

深刻化する児童虐待に対し適切に対応するため、こども家庭センターの体制の強化や、市町の相談援助機能の強化を行い、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所について、適切に被虐待児童等を保護できる体制を整える。

2 事業内容 <ワーク番号：04>

(単位：千円)

| 区分 | 内容 | 予算額 |
|------------|---------------------------|--|
| 児童虐待防止対策事業 | 1 予防 | 7,182 |
| | オレンジリボン キャンペーン事業 | ○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施 7,182 |
| | 2 こども家庭センターの体制強化 | 182,817 |
| | 専門スタッフの活用 | ○弁護士、警察官OBなどの専門スタッフを配置 166,650 |
| | 児童虐待対応体制の強化 | ○こども家庭センターや市町等の機能強化に向けた研修の実施 ○相談対応能力の向上のための、こども家庭センターや市町等への専門家の派遣 16,167 |
| | 3 児童・家庭への援助 | 24,341 |
| | 子供の権利擁護事業 | ○子供の権利擁護に係る仕組みの構築及び実施 9,980 |
| | 心理的ケアの充実 | ○親子支援プログラム等の保護者に対する心理教育、育児指導の実施 ○被虐待児に対する心理療法等の実施 4,322 |
| | 未成年後見人支援事業 | ○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対し費用を助成 10,039 |
| | 東部こども家庭センター 一時保護所増改築事業 | ○東部C一時保護所の改築工事 ○東部C既存施設改築工事 395,244 |
| 合 計 | | 609,584 |

11 働き盛り世代の健康づくり推進事業（一部国庫）

令和5年度当初予算額 32,640千円(R4当初予算額 43,161千円)

1 目的

人生100年時代を迎える中、県民一人一人が、それぞれのライフステージに応じて、心身ともに健康で活躍できるよう、若い時期からの適切な生活習慣の定着を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：14, 15>

企業の従業員や家族に対する健康づくりの取組の実践が、県民の健康増進に向けた取組の一層の推進につながるため、従業員の健康を重要な経営資源と捉えて健康増進に積極的に取り組む「健康経営」を行う事業所を支援する。

加えて、健康データなどを活用した健康づくりに向けた実証試験を行い、生活習慣の改善につながる効果的な介入方法を検討する。

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|------------------|---|--------|
| 「健康経営」を行う事業所の支援 | ○経営者等を対象に、「健康経営」を開始することを目的とした導入セミナーを開催するとともに、「健康経営」を継続するために必要な具体の技術的支援を目的とした継続セミナーを開催 ○「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰 ○健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営業社員から、経営者等へ「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかけ | 2,550 |
| 健診情報等のデータ活用に係る検討 | ○若い時期からの適切な生活習慣の定着に向けて、県内企業等と連携し、実証試験を行い、健診情報等のデータを活用した効果的な介入方法を検討 | 30,090 |
| 合 計 | | 32,640 |

12 いのち支える広島プラン推進事業（一部国庫）【一部新規】

令和5年度当初予算額 102,158千円(R4 当初予算額 81,233千円)

1 目的

令和4年度に策定した「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」に基づき、悩みを抱えている人が悩みが深刻化する前に早期に適切な支援につながることでできる環境の整備に向けた取組を総合的に推進することにより、誰もが自殺に追い込まれることのない社会（自殺者ゼロ）の実現を目指す。

2 事業内容 <ワーク番号：15>

(単位：千円)

| 区分 | 内 容 | 予算額 |
|-----------------|---|---------|
| 普及啓発及び 人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防週間等に合わせた自殺に関する正しい知識の重点的な広報 ○地域で声かけを行うゲートキーパーの養成 ○ゲートキーパー養成研修に係る講師の養成【新規】 ○地域うつ病・自殺対策医療連携研修の開催 <p>【ゲートキーパーとは】自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと</p> | 3,943 |
| 相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口（SNS、電話等）の設置 ○ICTを活用したプッシュ型での相談窓口の広報・周知 ○検索連動広告の実施【新規】 <p>【主な拡充内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こころのライン相談@広島県」の開設時間延長及び回線数の増 (17:00～21:00 ⇒ 16:00～22:00) (4回線 ⇒ 5回線 (9月・11月・3月)) ・電話相談窓口の開設日の増 (月～金(週5日) ⇒ 月～土(週6日)) ・ライン広告の実施月の増 (実施月：9月・3月 ⇒ 9月・11月・3月) ・バナー広告の実施(実施月：9月・11月・3月) | 29,582 |
| 地域活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○広島県自殺対策推進センターの運営 ○自殺未遂者に対する支援体制の整備 ○自殺未遂者支援連絡会議・研修の開催【新規】 | 23,606 |
| 関係機関との 連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町の自殺対策事業に係る取組支援 ○自殺対策連絡協議会の開催 | 45,027 |
| 合 計 | | 102,158 |

13 がん対策推進事業（がん検診）（一部国庫）【一部新規】

令和5年度当初予算額 57,636千円（R4当初予算額 54,119千円）

1 目的

「県内のどこに住んでいても、どんながんであっても、安心して暮らせる広島県」、「県民みんながそれぞれの立場で「がん対策」に取り組む社会」の実現を目指して、「がん予防・がん検診」、「がん医療」及び「がんと共生」の3つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

2 事業内容 <ワーク番号：16>

がん対策の3つの柱のうち、がん検診分野においては、「がんで死亡する県民の減少」に向けて、がん検診の受診率向上をさせるため、市町や保険者等と連携した次の取組を推進する。

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|---------------|--|--------|
| がん検診受診率向上対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・県のがん対策職域推進アドバイザーによる受診率が低い事業所への訪問及び広島県がん検診サポート薬剤師を活用した出前講座による職域検診の受診勧奨 ・退職などで加入保険や受診環境が変わったことにより、受診習慣が途切れる傾向にある60歳以上に対する、定期受診の勧奨(リピート受診勧奨)【新規】 ・職域検診と市町検診との狭間で市町検診の個別受診勧奨が行われていない、協会けんぽ被扶養者に対する個別受診勧奨(閣下ハガキの送付) ・市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援 | 49,130 |
| がん検診精度管理推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町が実施するがん検診の精度向上のため、専門家による評価、助言及び研修等を実施 | 8,506 |
| 合 計 | | 57,636 |

14 地域医療介護総合確保事業（一部国庫）

令和5年度当初予算額 6,128,557千円(R4当初予算額 7,275,781千円)

債務 [288,000千円]

1 目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：16, 18, 19, 20, 21, 22>

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

(単位:千円)

| 区分 | 内容 | 予算額 |
|----------------|---|--------------------------|
| 地域医療介護総合確保基金積立 | ○医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国2/3、県1/3） | 2,061,022 |
| ① | 医療資源の効果的な活用 ○病床機能転換等に係る経費の補助 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○医療・介護・保険情報総合システムの機能追加 ○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進 | 1,397,707 |
| ② | 在宅医療連携体制の確保 ○糖尿病の専門医が少ない地域の患者に生活習慣を指導する遠隔医療の実施 ○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等、重点的な市町支援 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○心不全患者の在宅でのリハビリを支援する施設と回復期を担う医療機関との効果的な連携体制の構築 ○在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進 ○要介護高齢者に対する在宅リハビリの支援 等 | 191,899 |
| ③ | 介護サービス基盤の整備 ○小規模介護施設の整備支援（16施設） ○介護施設等の開設準備経費等支援（206施設）等 | 2,623,033 |
| ④ | 介護サービスの質向上と適正化 ○介護支援専門員研修向上委員会において、研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い、各種研修事業の充実を推進 | 21,800 |
| ⑤ | 認知症サポート体制の充実 ○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施等 | 49,067 |
| ⑥ | 医療従事者の確保 ○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○勤務医の働き方改革の推進 ○看護職員を確保するため、無料職業紹介等を実施するナースセンターを運営等 | (債務288,000) 1,561,206 |
| ⑦ | 介護人材の確保・育成・定着 ○魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○介護事業所へのICT・介護ロボットの導入支援 ○介護職の魅力伝えるセミナーイベントや小・中・高校生向けの出前講座の実施 ○介護職員向けの防災研修の実施 等 | 283,845 |
| 合 計 | | (債務288,000) 6,128,557 |

15 地域医療構想推進事業（単県）

令和5年度当初予算額 203,367千円(R4当初予算額 71,733千円)

1 目的

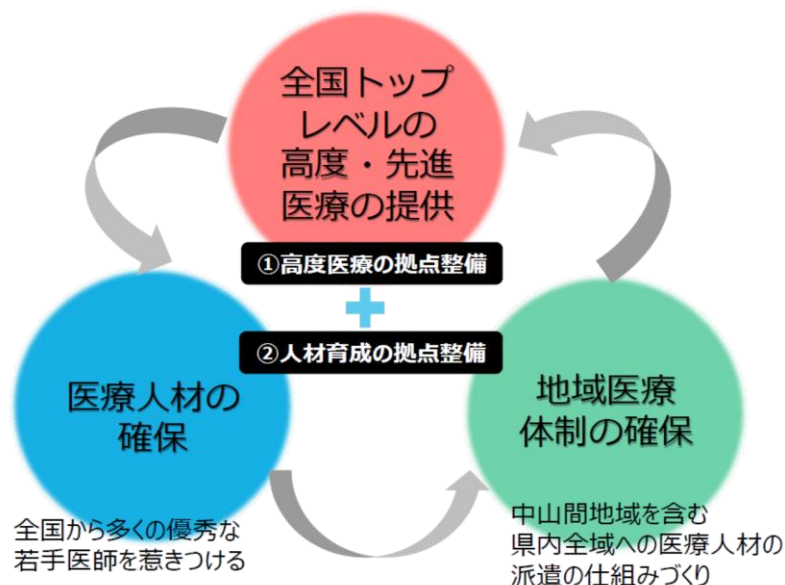
少子高齢化の進展とともに疾患構造や医療需要等の急速な変化が見込まれる中、本県の医療を将来にわたり持続可能とするための「高度医療・人材育成拠点基本構想」に基づく新病院の実現に向けた検討・整理を行う。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区分 | 内容 | 予算額 |
|----------------------------|--|---------|
| 基本計画の策定 | ○新病院の運営形態に関する検討や診療科構成などの医療機能の具体化と施設整備に関する検討等 | 172,119 |
| 医療機関再編による影響が予想される地域への対応の検討 | ○医療機関の再編により影響が予想される地域において、地域住民や有識者意見を踏まえ、地域の実態に即した地域完結型医療のあり方等の検討 | 22,500 |
| 県民理解の促進 | ○最新医療に関する県民公開セミナー ・県民を対象に本県医療への理解を促進し、拠点整備の機運醸成を図るセミナーを開催 | 4,000 |
| 大学等医療関係者との協議 | ○大学と県の連携会議の開催や有識者との協議・検討 ・広島都市圏の医療機能の分化・連携・再編の具体化に係る協議 ・中山間地域をはじめとした県内全域の地域医療提供体制の維持のための医師確保・育成・循環に係る仕組み等の検討 | 4,748 |
| 合 計 | | 203,367 |

高度医療と人材育成の拠点整備による目指す姿



16 地域共生社会推進事業（一部国庫）

令和5年度当初予算額 27,781千円(R4当初予算額 45,854千円)

1 目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：25>

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|---------------------|--|--------|
| 地域の支え合いコーディネート機能の強化 | ○住民主体の地域活動への支援やアウトリーチによる生活課題の掘り起こし、支援機関のネットワーク化等を推進する担い手の育成研修を実施 | 1,006 |
| 市町の取組支援 | ○専門支援員を配置して、研修の企画・運営、市町会議、包括的な支援体制構築に向けた訪問等による支援を実施 | 4,120 |
| 実態調査及び検討会議の開催 | ○地域活動等に係る実態調査及び今後の推進策等に係る検討会議を開催 | 22,655 |
| 合 計 | | 27,781 |

17 医療的ケア児支援センター運営事業（一部国庫）【新規】

令和5年度当初予算額 21,513千円

1 目的

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。

2 事業内容 <ワーク番号：26>

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|--------------------|---|--------|
| 医療的ケア児支援センターの設置・運営 | ○医療的ケア児支援センターを設置・運営し、支援に係る取組を実施する。 ・ 医療的ケア児及びその家族等からの相談に対する支援 ・ 支援を行う市町のサポート ・ 医療的ケア児及びその家族等への積極的な情報発信 | 21,513 |

18 障害福祉サービス事業所等デジタル技術導入支援事業(一部国庫) 【2月補正】

令和4年度2月補正予算額 19,859千円

1 目的

障害福祉サービス事業所等に対して、ICT・ロボット等の導入に係る経費を支援することにより、介護業務の負担軽減や労働環境の改善を進め、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|-------------|---|--------|
| ICT 導入モデル事業 | ○障害福祉サービス事業所等が業務効率化及び職員の業務負担軽減を目的とした ICT を導入するための経費を助成 ○助成を行う事業所を対象に ICT 導入研修を実施 | 11,534 |
| ロボット等導入支援事業 | ○障害者支援施設等が介護業務の負担軽減に資するロボット等を導入するための経費を助成 | 8,325 |
| 合 計 | | 19,859 |

19 「いのちを守る！」動物愛護推進事業（単県）【一部新規】

令和5年度当初予算額 141,922 千円(R4 当初予算額 45,891 千円)

1 目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、犬猫の更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進策を推進する。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|------------------|--|---------|
| 新動物愛護センターの整備及び運営 | ○PFI事業者によるセンターの建設及び運営【一部新規】 ○令和5年8月開庁予定の新動物愛護センターに係るオープニングイベント等の開催【新規】 ○動物愛護管理システムの導入等による収容動物の衛生管理等の充実【新規】 | 110,034 |
| 旧動物愛護センターの解体準備 | ○センター移転に伴う旧センターの解体準備 | 1,519 |
| 動物愛護の強化推進 | ○動物愛護センターによる野良犬猫等の収容 ○動物愛護・適正飼養に係る普及啓発の実施 ○不妊去勢手術の支援による地域猫活動の推進 ○野良犬・野良猫対策を行う市町への支援 | 26,620 |
| マイクロチップ装着及び登録の推進 | ○動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 ○マイクロチップの装着に関する実態調査の実施 | 3,749 |
| 合 計 | | 141,922 |

20 福祉医療費公費負担事業（単県）

令和5年度当初予算額 6,064,525 千円(R4 当初予算額 6,301,899 千円)

1 目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。
また、精神障害者について、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成を行い、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

2 事業内容

重度心身障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等、精神障害者に対して、市町が医療費の自己負担分の一部を助成する事業について、その経費の一部を補助する。

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | | 予算額 |
|--------------------------|-------|---|-----------|
| 重度心身障害児（者）医療費助成事業 | 対象者 | ○身障手帳所持者（1級～3級） ○療育手帳所持者（マルA、A、マルB） | 3,949,077 |
| | 所得制限 | ○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用） | |
| | 一部負担金 | ○200円（月額上限：入院14日、通院4日） | |
| 乳幼児医療費助成事業 | 対象者 | ○0歳児～就学前児童 | 1,592,158 |
| | 所得制限 | ○旧児童手当特例給付の規定準用 | |
| | 一部負担金 | ○500円（月額上限：入院14日、通院4日） | |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | 対象者 | ○ひとり親家庭の父、母及び児童 ○父母のいない児童 | 491,801 |
| | 所得制限 | ○所得税非課税世帯 | |
| | 一部負担金 | ○500円（月額上限：入院14日、通院4日） | |
| 精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成） | 対象者 | ○精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） [自立支援医療受給者証（精神通院）を所持する者] | 31,489 |
| | 所得制限 | ○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当の規定準用） | |
| | 一部負担金 | ○200円（月額上限：通院4日） | |
| 合 計 | | | 6,064,525 |

21 G7広島サミット推進事業（保健・医療分野分）（一部国庫） 【一部新規】

令和5年度当初予算額 13,877千円

1 目的

令和5年5月に本県で開催されるG7広島サミットの円滑な実施に向けて、サミット関係者等（各国首脳をはじめとする政府関係者、報道関係者など）の健康被害に対応できる保健医療体制等を確保する。

2 事業内容

(単位：千円)

| 区 分 | 内 容 | 予算額 |
|----------------------|---|--------|
| 救急・災害医療体制の確保 【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> ○救急・災害医療体制の構築・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各国首脳等に速やかな医療対応を行うため、国が設置し、広島市等と共同運営する現地医療対策本部等への参画 ・外国人受入医療機関の周知に必要なパンフレットの作成 等 ○感染症対策強化・医薬品供給確保 <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの持込等による新たな感染症（現在本県で発生していない感染症）の発生を早期に察知するため、感染症サーベイランス（感染症発生状況の継続的な監視）の体制強化 ・災害及びテロ対策用医薬品等の供給体制の確保 | 10,588 |
| 食品衛生指導 対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○サミット関係者等の利用が想定される県内の食品関係施設（飲食店や宿泊施設、大規模弁当製造施設等）に対し、監視指導及び食品の検査等を実施 <p>【対象施設数】約1,000施設</p> | 3,289 |
| 合 計 | | 13,877 |

令和5年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）
（新型コロナウイルス感染症対策事業を除く）

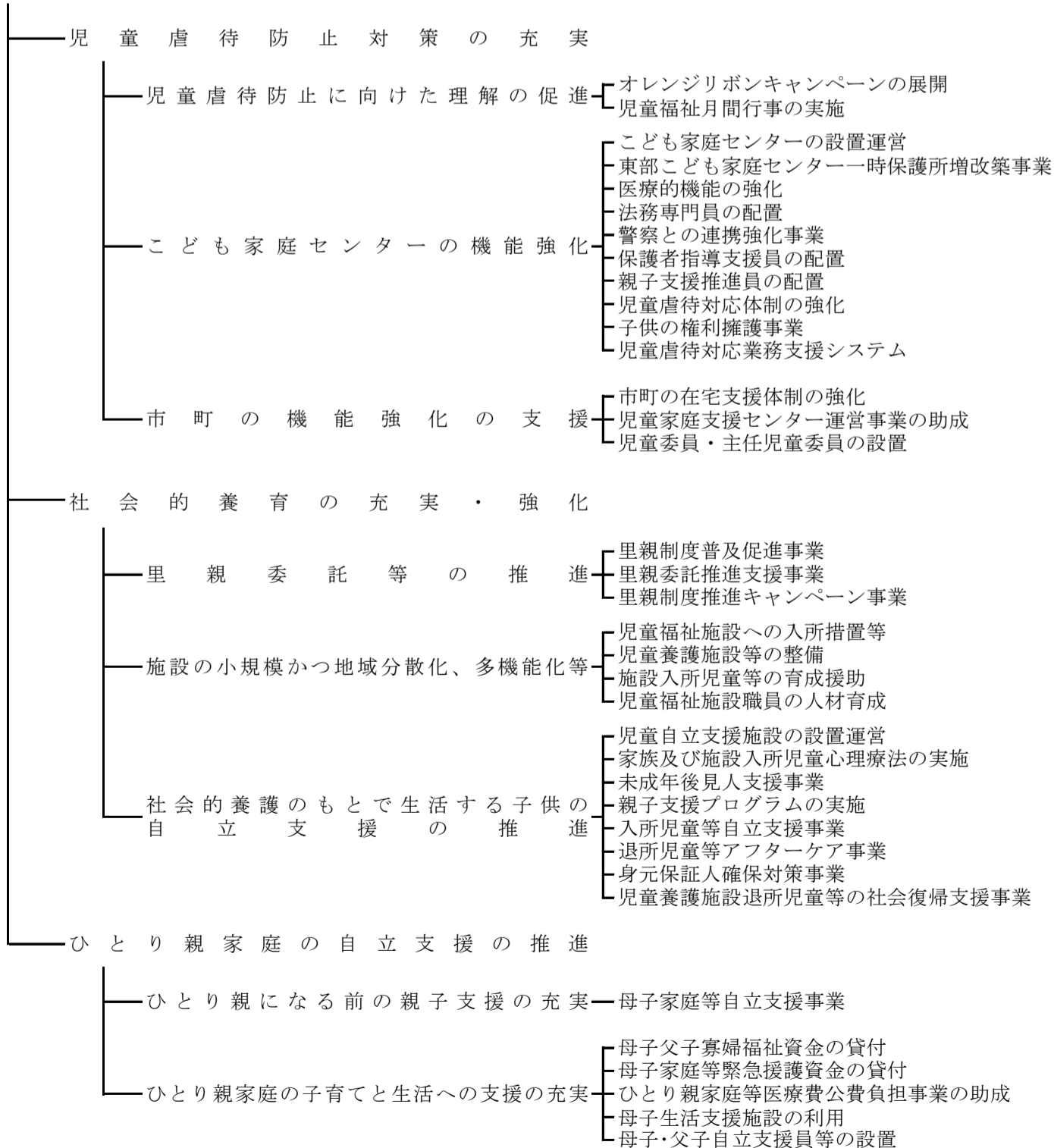
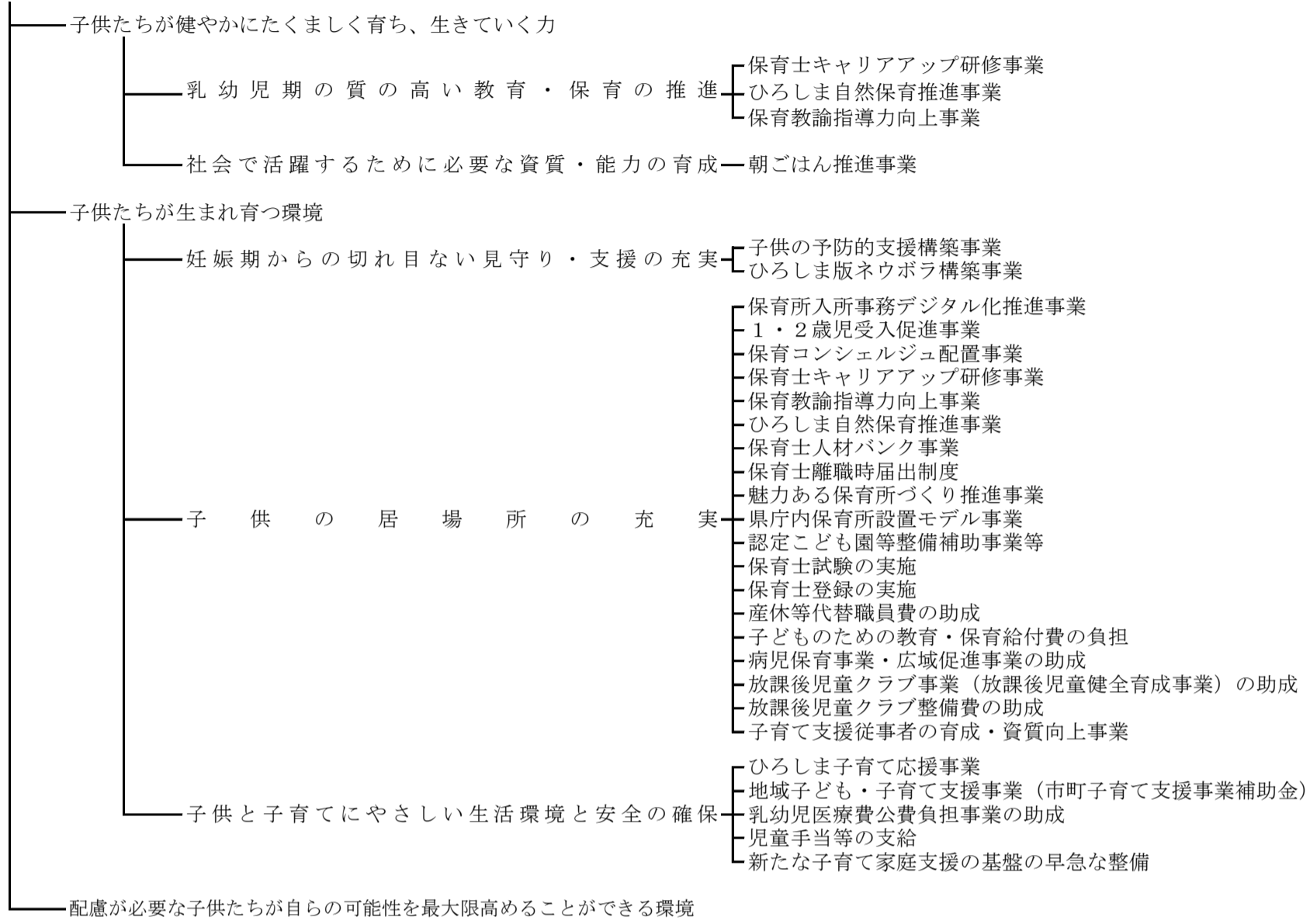
（単位：千円）

| | 事業名 | R4年度 当初予算額 | R5年度 当初予算額 | 差引増減 | 主な増減理由 |
|---|---------------------------|---------------|---------------|------------|--|
| 増 | 保育所等施設型給付費等 県費負担金 | 14,027,482 | 15,788,561 | 1,761,079 | 処遇改善加算Ⅲの通年実施に伴う増 |
| | 後期高齢者医療県負担金 | 34,052,960 | 35,656,156 | 1,603,196 | 後期高齢者医療の対象者（75歳以上）の増 |
| | 介護保険給付費負担金 | 36,435,324 | 36,928,572 | 493,248 | 介護職員等ベースアップ等支援加算の通年実施に伴う、市町における介護給付費所要見込み額の増 |
| | 特定不妊治療支援事業 | 144,369 | 348,106 | 203,737 | 助成対象者の拡大に伴う増 |
| 減 | 介護職員処遇改善支援事業 | 2,330,172 | 0 | △2,330,172 | 介護保険給付費負担金で計上することによる減 |
| | 被爆者援護法等関係援護 事業費 | 8,041,587 | 6,428,628 | △1,612,959 | 健康管理手当の支給対象者の減 |
| | 東部こども家庭センター 一時保護所増改築事業 | 1,017,252 | 395,244 | △622,008 | 本体工事終了に伴う減 （令和5年6月工事終了、 7月開設予定） |
| | 病床機能分化・連携促進 基盤整備事業 | 1,820,720 | 1,254,532 | △566,188 | 補助医療機関からの要望額の減 |

Ⅲ 事業体系

健康福祉局の事業体系

- 1 地域保健福祉推進対策（健康福祉総務課）—地域保健福祉調査研究事業
- 2 大規模社会福祉施設等の整備（健康福祉総務課）
- 3 全ての子供たちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）
 (子供未来応援課)
 (安心保育推進課)
 (こども家庭課)



4 若者の結婚支援
(子供未来応援課)

- 出会い・結婚支援こいのわ事業
- 市町少子化対策支援事業

5 不妊治療等支援体制の充実
(子供未来応援課)

- 不妊治療支援事業
- 不妊専門相談センター等の運営
- ライフデザイン啓発事業

6 婦人保護対策
(こども家庭課)

- 相談体制の整備
- 婦人保護施設への保護委託
- 暴力被害者女性支援体制整備事業

7 適正な医療の確保
(医療介護基盤課)
(医療介護政策課)

- 医療施設への立入検査
- 衛生検査所への立入検査
- 医療機能情報提供事業
- 広島県医療安全支援センターの運営
- 広島県地域保健対策協議会活動の推進
- 広島県医療勤務環境改善支援センターの運営

8 がん対策
(健康づくり推進課)

- がんの予防・がん検診
 - たばこ対策推進事業
 - がん検診受診率向上対策事業
 - がん検診精度管理推進事業
- がん医療
 - 広島がん高精度放射線治療センター管理運営費
 - がん医療連携強化事業
- がんとの共生
 - 緩和ケア推進事業
 - がん患者・家族相談支援事業
 - Teamがん対策ひろしま推進事業
 - がん患者アピアランスケア推進事業

9 原爆被爆者支援
(被爆者支援課)

- 原爆被爆者健康管理の推進
 - 原爆被爆者健康手帳交付事務
 - 原爆被爆者健康診断
 - 原爆被爆者健康管理推進特別事業
 - 原爆体験者等健康意識相談等事業
- 原爆被爆者援護の推進
 - 法に基づく手当等の支給
 - 県独自の援護事業
 - 原爆死没者慰霊式典等助成事業
- 広島原爆養護ホームの運営・整備
- 原爆被爆者関係施設整備
 - 広島赤十字・原爆病院への助成
 - その他関係団体への助成等
- 在外被爆者援護の推進
 - 法に基づく事業
 - 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業
- 放射線被曝者医療
国際協力 の推進
 - 医師等受入研修・派遣事業
 - 放射線被ばく者医療普及啓発事業
 - 調査検討事業
 - 人材育成事業
 - 共同研究事業

10 毒ガス障害者支援
(被爆者支援課)

- 健康診断及び相談事業
- 医療費及び各種手当の支給
- 県独自の援護事業

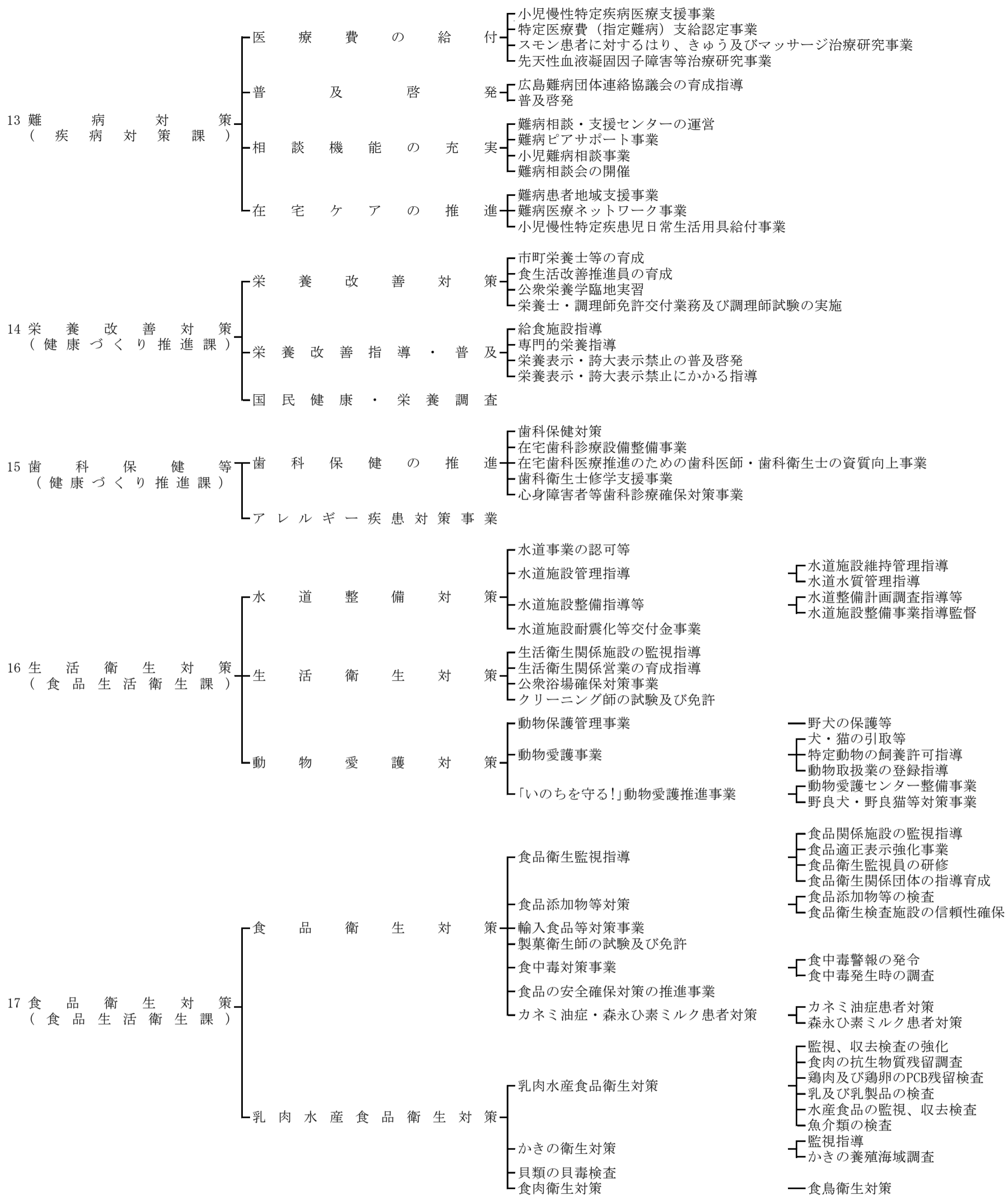
11 感染症対策
(新型コロナウイルス感染症対策担当)

- 感染症予防対策
 - 感染症・疾病管理センター事業
 - 感染症予防対策事業
 - 新型インフルエンザ対策事業
 - 予防接種の推進
 - ハンセン病対策
- 結核予防対策
 - 予防活動
 - 結核患者医療費の給付
 - 結核対策特別促進等事業
- エイズ予防対策
 - 推進体制等の整備
 - 相談体制の充実
 - 検査体制の充実
 - 医療体制の充実
- 新型コロナウイルス感染症対策
 - 感染拡大防止対策
 - 医療提供体制の確保
 - ワクチン接種体制の整備

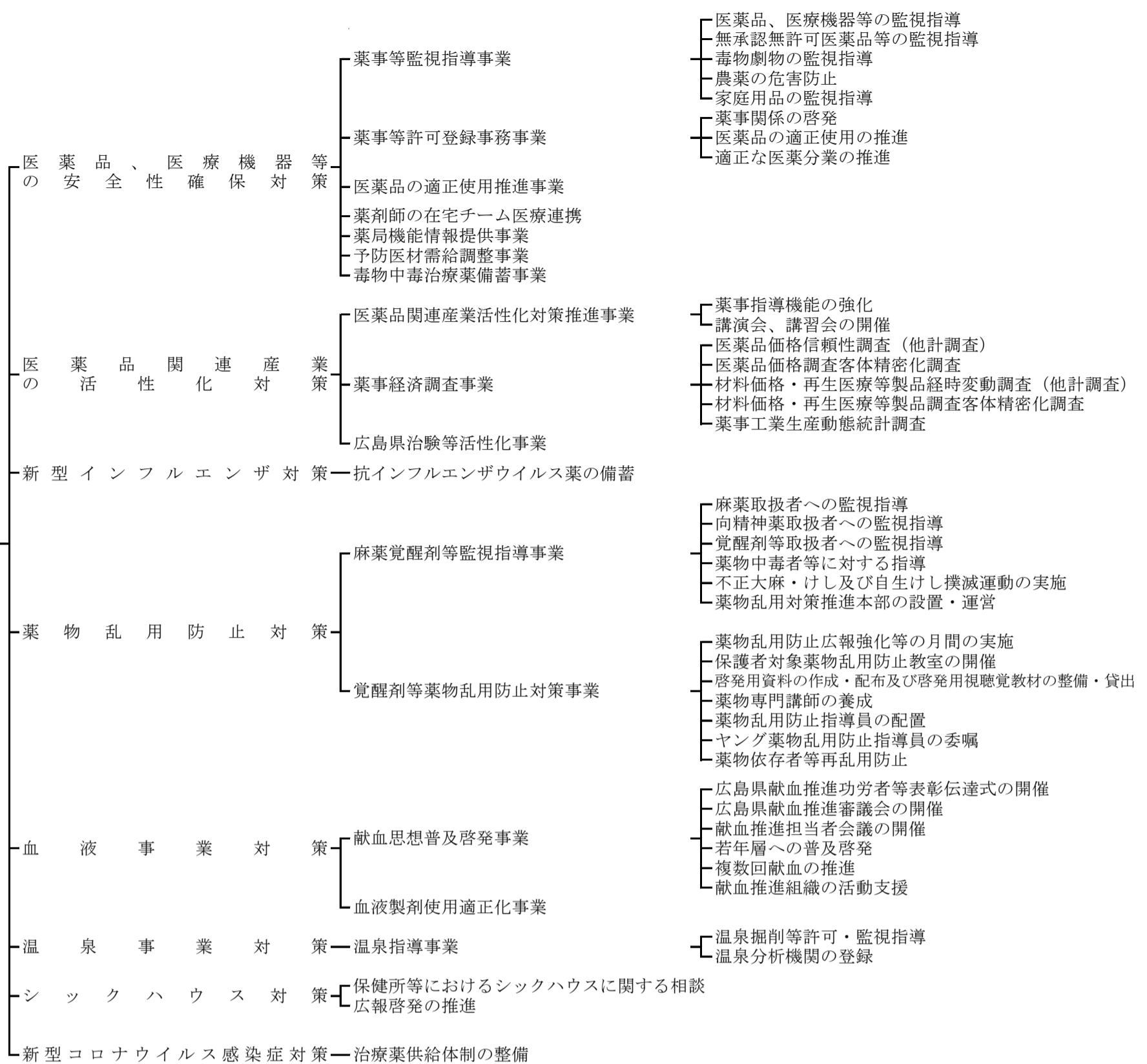
12 精神保健福祉対策
(疾病対策課)

- 医療対策
 - 医療費公費負担事業
 - 入院者処遇向上対策事業
 - 精神科救急医療システム運営事業
- 保健対策
 - 精神保健福祉相談指導事業
 - こころの電話相談事業
 - ひきこもり地域支援センターの設置
 - いのち支える広島プラン推進事業
 - 高次脳機能障害支援体制整備事業
 - 認知症医療・介護連携強化事業
 - アルコール健康障害対策推進事業
 - 精神障害者地域生活支援事業
- 地域福祉対策
 - 地域精神保健福祉対策事業
- 技術支援活動
 - 地域支援活動
 - リハビリテーション事業

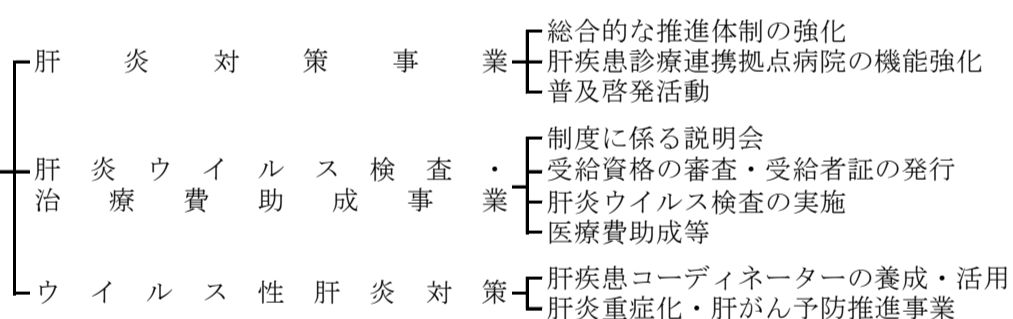
- 感染症対策事業
- 感染症発生動向調査事業
- 防疫体制整備事業

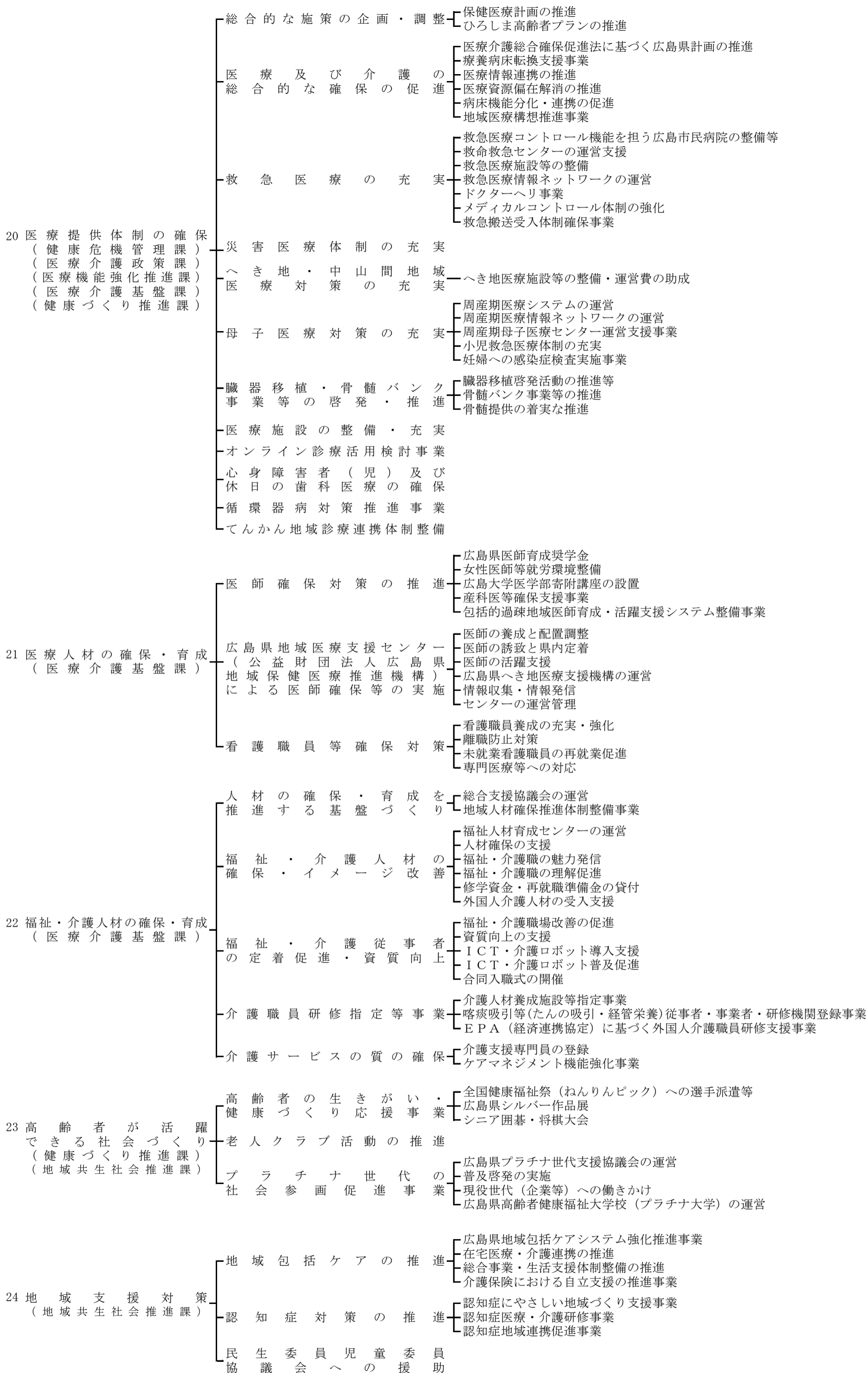


18 薬事衛生対策
(薬務課)



19 肝炎対策
(薬務課)





- 健康ひろしま21推進事業
- 健康づくりの体制整備
 - 市町健康づくり推進協議会の組織育成
 - 市町健康増進計画推進支援
- 普及啓発
 - 健康増進普及啓発の推進
 - 健康生活応援店制度の推進
- 人材の育成・確保
 - 運動普及推進員の育成
- 健康増進事業等
 - 健康増進事業
 - 特定健康診査・特定保健指導の推進
- 健康経営の推進
 - 健康データなどを活用した健康づくりの推進
 - 「健康経営」実践企業の拡大推進
- 介護予防
 - 地域づくりによる介護予防推進支援事業
 - リハビリテーション専門職等人材育成調整事業
 - 介護予防活動普及展開事業
 - 地域リハビリテーションの推進
- 高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業
 - ネットワーク構築
 - 人材育成の加速
 - 「通いの場」リーダーの育成等
 - 多様な「通いの場」の推進
 - 地域の医療・介護関係者への啓発

- 食育推進計画の推進
 - 広島県食育推進会議等の運営
- 普及啓発活動
- 食育功労者の表彰
- 減塩推進事業

- 国民健康保険事業
 - 被保険者の資格の適用
 - 保険給付
 - 保険料（税）の収納
 - 国庫補助の状況
 - 保険者の実地指導等
 - 保険医療機関等の指導監査
 - 国保事業等の推進
 - 国民健康保険事業状況データ作成
 - 市町国保財政助成事業
 - 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業
 - 広島県国民健康保険審査会の運営
 - 国民健康保険事業費特別会計
- 後期高齢者医療制度
 - 後期高齢者に係る医療給付費の負担
 - 後期高齢者医療助成事業
 - 後期高齢者医療財政安定化基金の運営
 - 広島県後期高齢者医療審査会の運営
- 医療費適正化の推進
 - 医療費適正化計画検討委員会の開催等
 - レセプト点検指導の実施

- 介護保険制度
 - 介護保険給付費等の負担
 - 低所得者等の利用者負担の軽減
 - 介護保険財政安定化基金の運営
 - 広島県介護保険審査会の運営
- 介護給付適正化対策
 - 保険者（市町）の指導・支援
 - 認定調査員等の研修
 - 保険者機能強化支援事業

- 災害救助法による救助
- 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付
- 広島県災害見舞金等の支給
- 被災者生活再建支援制度
 - 被災者生活再建支援制度
 - 広島県被災者生活再建支援制度
- 災害応急救助物資備蓄事業
- 避難所環境改善支援事業
- 災害時メンタルヘルス推進事業
- 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業
- 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業

- 組織の育成
 - (社福) 広島県社会福祉協議会への指導援助
 - (社福) 広島県共同募金会への指導援助
- 地域福祉活動推進基盤の整備（「ふれあい基金」の補助）
- 地域福祉実践活動の振興
 - 福祉サービス利用援助事業
 - 成年後見制度利用促進体制整備事業
 - 福祉サービス苦情解決事業
 - 地域生活定着支援事業
 - 広島県社会福祉協議会事業
 - 広島県地域医療介護総合確保事業
- ボランティア活動の振興
 - ボランティアセンター事業
 - 災害時における被災者支援体制の構築事業
 - 若い世代・企業との連携、担い手づくり・連携支援事業
- 老人保健福祉月間事業
- 地域共生社会の推進
 - 地域共生社会推進事業
 - 重層的支援体制整備事業交付金

